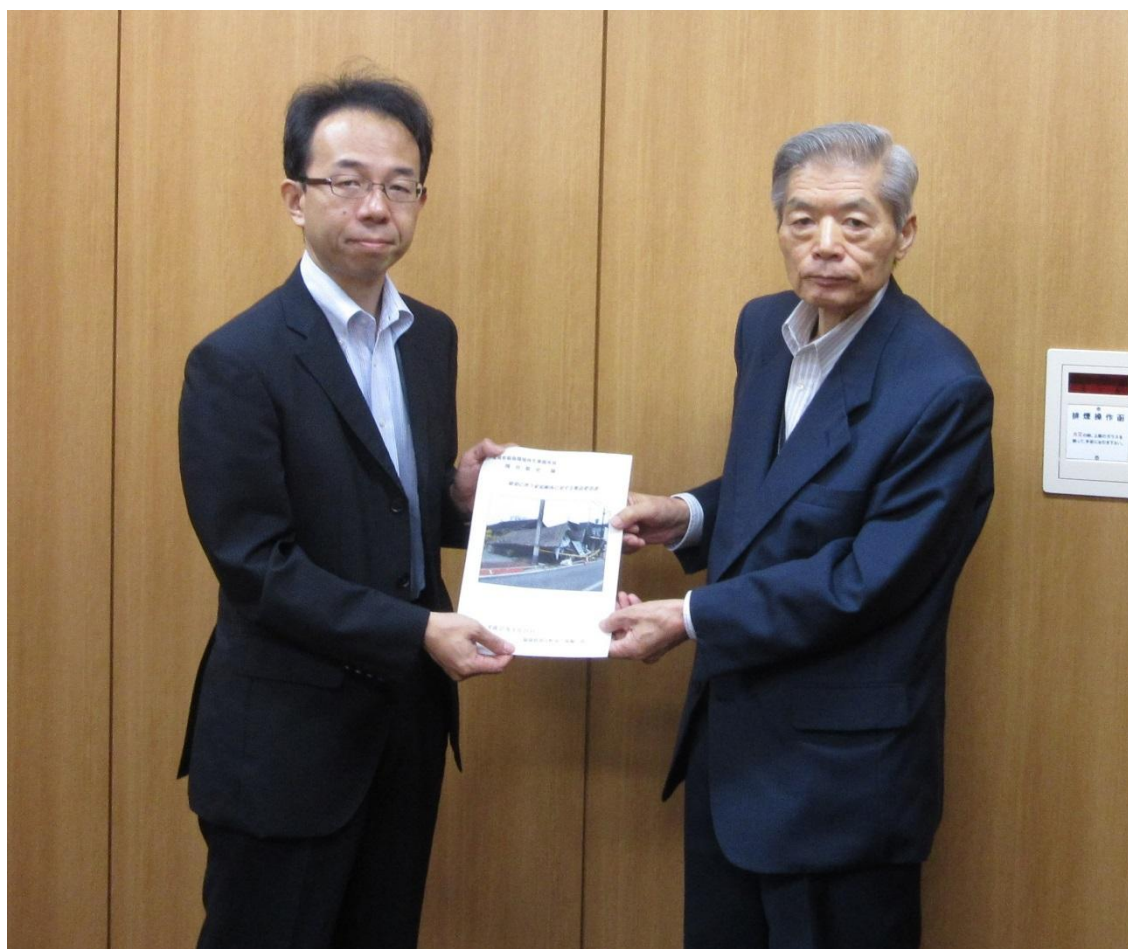


平成 27 年 8 月 25 日、町は、浪江町内の除染に伴う家屋解体に対して、町内の業者を積極的に活用していただくよう、環境省福島環境再生事務所長宛に要望書を提出しました。



環境省福島環境再生事務所長

関 谷 毅 史 様

除染に伴う家屋解体に対する緊急要望書

浪江町では東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染により、いまだ全町民が町外への避難を余儀なくされ不安な状況にあります。

このような厳しい状況のなか、浪江町では「全ての町民の暮らしを再建する」「ふるさとなみえを再生する」「被災体験を次世代や日本に活かす」という浪江町復興計画の基本方針のもと、町民と一体となって復興へ向けた取組を積極的に進めているところであります。

復興と早期帰還を確実に実現するためには、町民自らが復興や帰還に向けた様々な取組に直接かかわることが重要であり、町民の帰還意欲の高揚への効果が大いものと確信しております。

これらのことから下記事項について緊急要望をいたします。

記

除染に伴う家屋解体工事及び除染作業への町内企業の直接的な活用を図ること。

平成27年8月25日

福島県浪江町長 馬場 有